第六項	前項	次条第一項	
	第三号被保険者	第三号被保険者であつた者	
	使用する	使用し、又は使用していた	
	組合員又は加入者とする	組合員若しくは加入者とし、又は組合員若しくは加入者としていた	
第七項及び第八項	使用する	使用し、又は使用していた	
第九項	第五項	次条第一項	
	使用する	使用し、又は使用していた	

附　則

この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国家戦略特別区域を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七十八号

国家戦略特別区域を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一　千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県の区域
二　新潟県新潟市の区域
三　京都府、大阪府及び兵庫県の区域
四　兵庫県養父市の区域
五　福岡県福岡市の区域
六　沖縄県の区域

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○経済産業省令第二十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　使用中検査の方法（第二百八十四条）」を「第三款　使用中検査の方法
第一目　性能に関する検査の方法（第二百八十四条の二）
第二目　器差検査の方法（第二百八十四条）」に改める。

第七十五条及び第七十八条中「（二〇〇五）」を「（二〇一四）」に改める。

第九十四条を次のように改める。

（検定公差）

第九十四条　タクシーメーターの検定公差は、日本工業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

第九十五条中「（二〇〇五）」を「（二〇一四）」に改める。

第百四条第一項を次のように改める。

タクシーメーターの器差検定の方法は、日本工業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

第百四条第二項及び第三項を削る。

第百五条及び第百六条を次のように改める。

第百五条及び第百六条　削除

第百八条を次のように改める。

（合格条件）

第百八条　タクシーメーターの装置検査の合格条件は、日本工業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

第百九条を次のように改める。

（検査方法）

第百九条　タクシーメーターの装置検査の方法は、日本工業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

第百十条中「（二〇〇五）」を「（二〇一四）」に改める。

第百十一条中「検定公差の一・五倍とする。」を「日本工業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。」に改める。

第百十二条中「（二〇〇五）」を「（二〇一四）」に改める。

第百十三条を次のように改める。

第百十三条　削除

第百十五条から第百十七条までを次のように改める。

（器差検査の方法）

第百十五条　タクシーメーターの器差検査の方法は、日本工業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（合格条件）

第百十六条　車両等装置用計量器の合格条件は、日本工業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。